○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

改 正 案	現
(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)	(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。	3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
(1) ~ (6) (略)	(1) (6) (略)
(7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第七項の	(7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第三項の
規定により基本的項目から控除した額	規定により基本的項目から控除した額
口~二 (略)	ロ〜ニ (略)
二~十(略)	二~十 (略)
(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)	(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。	3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 (略)	一(略)
二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
(1) ~ (7) (略)	(1) ~ (7) (略)
8 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第六項の	(8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第三項の

規定により基本的項目から控除した額

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 (略)

3 定量的な開示事項は、 次の各号に掲げる事項とする。

(略)

自己資本の構成に関する次に掲げる事項

連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

(1) (7) (略)

(8) 連結自己資本比率告示第五条第七項又は第十七条第六項

の規定により基本的項目から控除した額

ロ〜ニ 略)

三~十一 (略)

2 (略)

第七条

(略)

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

規定により基本的項目から控除した額

3 定量的な開示事項は、 次の各号に掲げる事項とする。

(略)

自己資本の構成に関する次に掲げる事項

連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

(1) (7)

(略)

略)

(8) の規定により基本的項目から控除した額 連結自己資本比率告示第五条第七項又は第十七条第三項

ロ〜ニ

三~十一 (略)